

觀齋雜攷

卷二

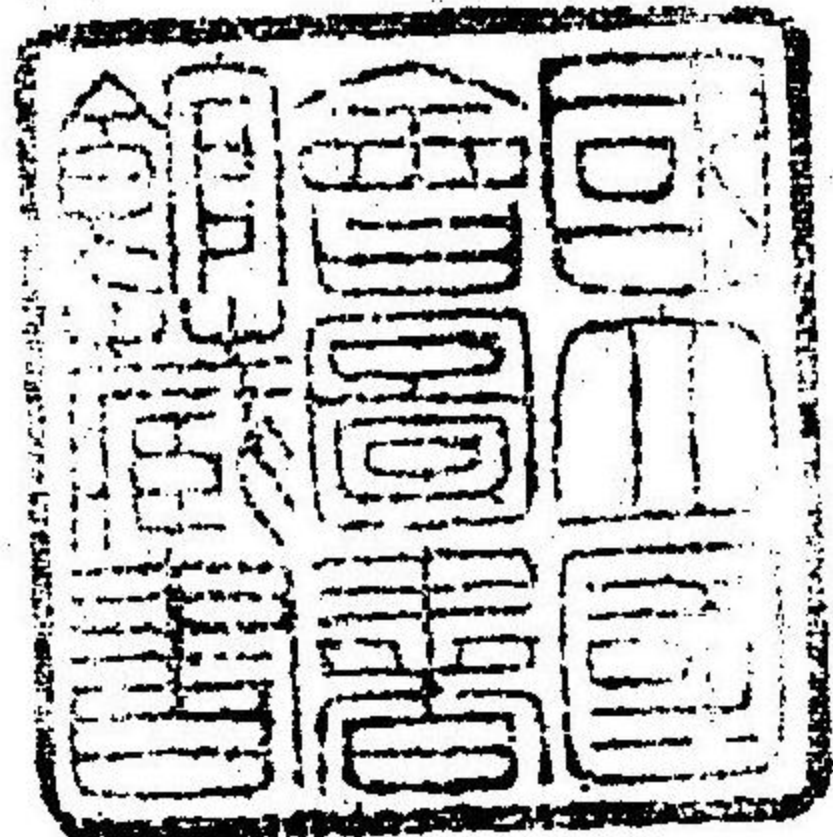
810.4  
K192R  
(2)

木村正辭著

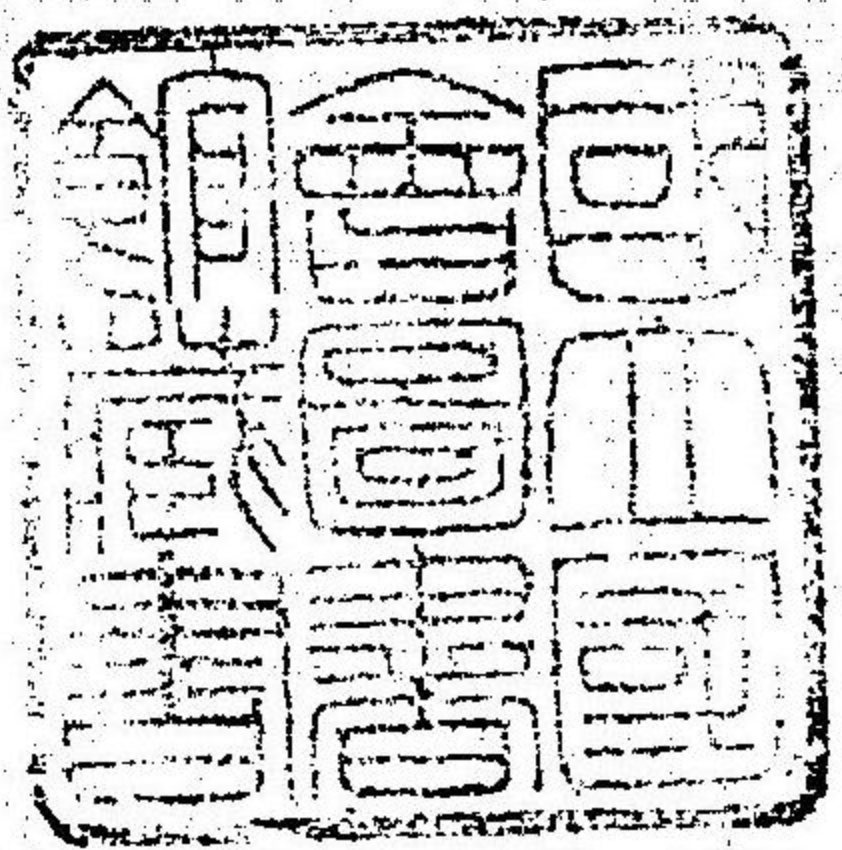


觀齋雜笈

觀齋藏版



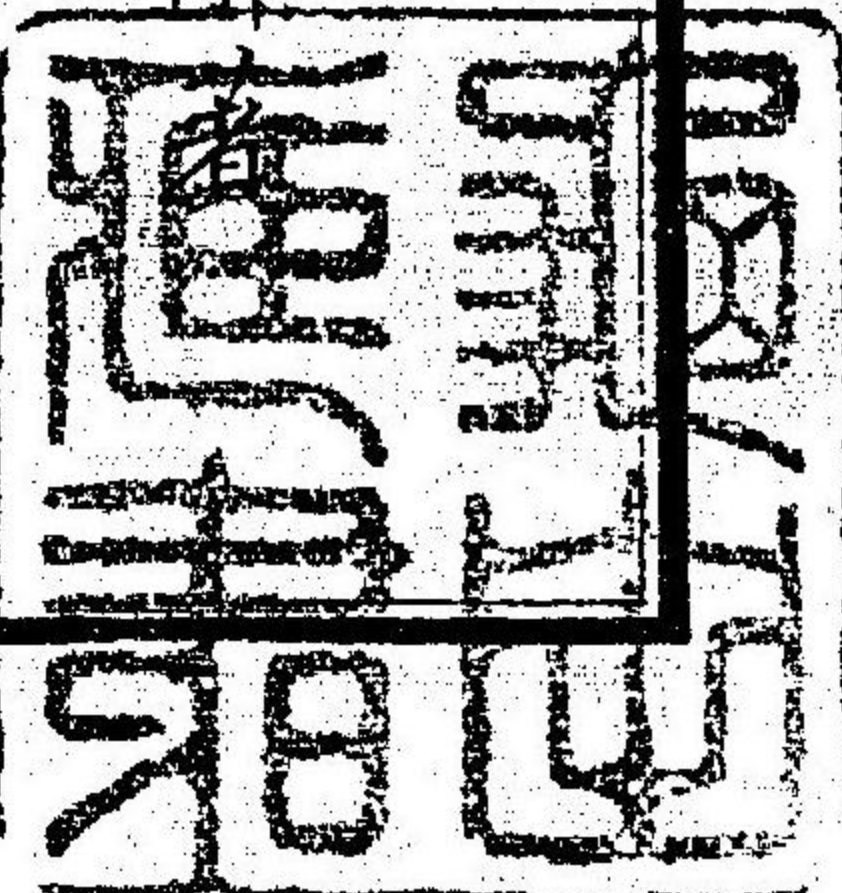
244979



觀齋雜攷卷二

可洪一切經音義

木村正辭



新集藏經音義隨函錄三十卷ハ、五代石晉の沙門可洪  
の撰べるものにして、六朝の時の俗字を多く載せし  
れを、皇國の古書を讀解むハ有要此書也、この書既  
く西土ハハ佚したりと見えて、明藏清藏ハさらなり、  
南宋及び元藏の目錄どもも、載せど、唯麗藏目錄ハ  
の載せざり、又崇文總目ハ、藏經音義隨函三十卷釋  
可洪撰とあれど、北宋ハあり也、崇文總目ハ、北宋  
の景祐年間ハ

けり但一鄭樵の通志略も此書を出しこれども  
 のなり但一鄭樵の通志略も此書を出しこれども  
 卷數を記して二十卷とあるハ誤りて鄭氏此とき傳  
 本無き故なるべし鄭樵ハ南宋の人なり可くて清  
 人此校書中此書を引用志すること絶てなきハ今  
 も彼土ハ傳本なきこと志るハ玄應音義慧苑音義  
 たるを志るに清の謝啓昆の嘉慶年間小のなる  
 小學考小僧洪可藏經音義隨函通志二とあるハいと心  
 得也此書とべて其書名の下小其書目を載せとる書  
 の名を擧てその卷數を志るハさて其書今傳本なき  
 ものをバ佚と志るハ今もあるものをバ存とせ

了但一六の存の字ハ佚の字の誤なるべしさて此  
 方小ハ今現小江戸芝三縁山小東照神君寄附此高麗  
 本三十冊あり余近日影鈔本十冊を獲たり此ハ彼三  
 を以て屋代弘賢ぬの寫せる本なり松屋與清の擁  
 書漫筆卷三小云新集藏經音義隨函録ハ石晉の沙門  
 可洪の撰し書なるを今ハ輪池翁の此ハとふと  
 余やまとふと絶てを得たりの正辭云こふらあらよ  
 ぬ云がまま今現小三縁山小藏しとるをやまま日  
 光の無量院小高麗本の零卷を藏しとる其ハ第五  
 第六第八第九第十第十一第十二第十三第十四第十五第  
 十六第十七第十八第十九第二十第二十一第二十二第二十三第二十四第二十五第  
 といへりハ稿忠實のこつの石室普く訪求し  
 展開せりなりとてのこりき猶名山石室普く訪求し  
 さらむハこれを藏余の得たる冊ハ第十四世百用紙

紙第十六世百廿八紙第十七世九十紙第十八世九十紙第二十  
 祿百三紙第廿二祿百廿紙第廿四祿百廿二紙第廿七侈百三十九紙  
 第廿九侈百十紙第三十侈百廿六紙都合十冊なり世祿侈を  
この八道藏よて書函の志る第三十の末に、可洪後  
を千字文をもて配當せしなり施冊入藏疏文  
 序一道賛經音序一道案小、こハ玄應音義を賛しとる也  
 一道、慶冊疏文一道あり、此疏文の末、右從長興二年  
 十月七日起首、看經兼録草本、至清泰二年十二月三日  
 罷卷、又從清泰三年六月二十三日下手騰寫入冊、至天  
 福五年六月二十日絶筆とあり、書中江西韻、浙西韻、西  
 川經、舊韻、新韻、唐韻、新唐韻、孫愐、長筠和尚韻、等を引、

久、後小三縁山の原本を借用して、其全部を見ること  
 を得たりき、其を第一第廿五の二冊を影寫して藏  
 を、第一と天福五年六月二十日此自序あり、毎卷増上  
 寺藏經印の六字及び三、葵葉の紋此朱印あり、第廿五  
 ハ玄應一切經音義此音義なり、紙數ハ第一と百一紙、  
 第廿五と百六十五紙あり、此三縁山此藏本ハ舊大和  
 國圓城寺此什寶よてありしを、東照公命して増上寺  
 小納めしめしるなりとぞ、

龍龕手鑑

龍龕手鑑ハいとよきものなり、大と四庫全書提要に

もいへるがとくもと顔氏此千祿字書小效ひて、猶普  
く異體字を集めたるものなり、皇國此古書より、日本  
書紀をはじめていづれも異體字を多く用ゐたる事な  
れば、古書をよまむより、必、其の書をのこすは、おきて  
合せ見るべき也、但し今本邦小傳ふるもの先、ハ三本  
あり、其一ハ本邦刊本活版して八卷小分てり、一ハ清  
刻單行本一ハ清此李調元の函海本なり、とも小四卷  
小分つ、此他も猶異本  
ある未改さて此三本此優劣を云むよ、ま  
つ函海本ハ誤、多くて云までもなし、單行本此方ハげ  
小行均の原本の體式なるほく見えたり、されど傳寫

此誤りなき小一もあらざりて本邦刻本ハ後人の増  
加ありて、西土の本小較ぶるに、字數甚多く且、金部第  
一小ハ、毎字此下小其字形の凡例を忘るゝたり、大れ  
らも増加此とき加つゝるよ、まよハ西土傳來此本  
ハ、後人此刪節しゝるもの小や猶考ふほし、此本もと  
朝鮮國刻本小據とるなり、其増加字ハ朝鮮よて増し  
たるよ、まよとやく西土小増加本ありて、その本朝  
鮮へ傳へたるに、増加此字より一一白字よて今増  
此二字を忘るせり、此本も誤寫あり、互小校讎して  
用ゐるべき也、其朝鮮刻本ハもと狩谷望之此所藏る



宋沈括夢溪筆談卷十五藝文云幽州僧行均集佛書中  
字爲切韻訓詁九十六萬字下此讀書志無求記等小依  
三二九の下小二萬云此  
十字を分四卷號龍龕手鏡燕僧智光爲之序甚有詞辨  
契丹重熙二年集契丹書禁甚嚴傳入中國者法皆死熙  
寧中有人自虜中得之入傳欽之家蒲傳正帥浙西取以  
鏤板其序末舊云重熙二年五月序蒲公削去之觀其字  
音韻次序皆有理法後世殆不以其爲燕人也○宋晁公  
武讀書志云龍龕手鏡三卷右契丹僧行均撰凡二萬六  
千四百三十字注十六萬三千一百餘字僧智光爲之後  
題云統和丁酉按紀年通譜邪律隆緒改元統和丁酉至

道三年也沈存中言契丹書禁甚嚴傳入中國者法皆死  
熙寧中有人自契丹得此書入傳欽之家蒲傳正帥浙西  
取以刻板其末題云重熙二年序蒲公削去之今本乃云  
統和非重熙豈存中不見舊題妄記之邪○清錢大昕養  
新錄卷十三云契丹僧行均龍龕手鏡四卷予所見者影  
宋鈔本前有燕臺憫忠寺沙門智光字法炬序題云統和  
十五年丁酉七月即宋太宗至道三年也書中於完字闕  
末一筆知是南宋所鈔晁氏馬氏載此書本名龍龕手鏡  
今改鏡爲鑑蓋宋人避唐諱嫌字如石鏡縣改曰石照矣  
注中所引有舊藏新藏隨文隨函江西隨函西川隨函諸



名又引應法師音郭遂音郭氏或作琳法師說予攷之宋藝文

志有可洪藏經音義隨函三十卷未知其為江西與西川

也僧元應有一切經音義二十五卷正辭云原書其即應

法師乎正辭案小可洪藏經音義隨函錄三十卷本邦

厚大師經音郭遂經音其後序小江西謙大德經音西川

師當蜀國英髦謙師為浙右奇人郭氏乃河東博士

俗姓于氏編龍龕手鑑以平上去入為次隨部復用四聲

列之計二萬六千四百三十餘字注一十六萬三千四百

餘字統和十五年丁酉七月初一癸亥燕臺憫忠寺沙門

智光字法炬為之序按邪律隆緒統和丁酉宋太宗至道

三年也是時契丹母后稱制國勢強盛日尋干戈唯以侵

宋為事而一時名僧開士相與探學古文穿貫線之花翻

多羅之葉鏤板製序垂此書于永久豈可以其隔絕中國

而易之乎沈存中言契丹書禁甚嚴傳入中國者法皆死

今此本獨流傳于劫火洞燒之餘序杪蠹簡靈光巍然洵

希世之珍也○四庫全書提要卷四十一小學類二云龍龕手

鑑四卷遼僧行均撰行均字廣濟俗姓于氏晁公武讀書

志謂此書卷首僧智光序題云統和十五年丁酉七月一

日沈括夢溪筆談乃謂熙寧中有人自契丹得此書入傳

欽之家蒲傳正取以刻版其序末舊云重熙二年五月序

蒲公削去之云云、今案此本為影鈔遼刻、卷首智光、原序尚存、其紀年實作統和、不作重熙、與晁公武所說相合、知沈括誤記、又文獻通考載此書三卷、而此本實四卷、智光原序亦稱四卷、則通考所載顯然誤、四為三、殆皆隔越封疆傳聞紀載、故不免失實歟、其書凡部首之字、以平上去入為序、各部之字、復用四聲列之、後南宋李燾作說文五音韻譜、實用其例、而小變之、每字之下、必詳列正俗今古及或作諸體、則又行均因唐顏元孫千祿字書之例、而小變之者也、所錄凡二萬六千四百三十餘字、注一十六萬三千一百七十餘字、并註總一十八萬九千六百一十餘

字、於說文玉篇之外、多所搜輯、雖行均尊其本教、每引中阿含經賢愚經中諸字、以補六書所未備、然不專以釋典為主、沈括謂其集佛書中、字為切韻訓詁、殊屬不然、不知括何以云爾也、括又謂契丹書禁至嚴、傳入別國者、法皆死、故有遼一代之遺編、諸家著錄者頗罕、此書雖頗參俗體、亦間有舛譌、然吉光片羽、幸而得存、固小學家所宜寶貴也、

皇國の古書ハ俗字を多く用ゐる事

皇國の古書鈔本ハさらなり版本のもれも多々俗字をまゝへておけり、その版本と日本書紀をまゝめ小

て、其餘の五國史、まこと令式萬葉集等も、俗體或體の字  
 様を多く用ゐるとれば、其字様を明らめおらるゝでハ、古書  
 をよむも不便なる事多あるは、但しこハ皆隋唐の代  
 習俗をうけつぎたるものなり、西土ふても隋唐の代  
 ともハ、此俗字といふものをもとら通用せし事とみえ  
 て、それ世の金石の文を見るに、俗體を用ゐたるもの少  
 ららば、さるものらふとやく五經文字干祿字書などい  
 ふ書も出來て、其を正し、なり、又古き佛書醫書等も  
 ハ、俗字の多くまどまるるものありて、これおとその世の  
 習をいを見るもとれり、そとく皇國ふてハ、正史の中

ふをら字書小いとゆる俗字通字などいふたぐひの  
 文字の多くまどまるるを、此等此文字どももつて後ふ  
 寫し傳ふる人々の私に書ふつとるものありといは  
 もとまど、おならず撰者のもとよりさる文字にてあ  
 りるもおほあるべければ、今これをいなら正字に  
 改めんハ、あつりて舊色を失るるにばふて、さハま  
 どり事なるべし、そハいふとるれば、まづ今世に傳  
 せれる金石の字様を見てもおほらうといは、おとあ  
 らるゝを、學令云、凡書學生、以寫書、上中以上者、聽貢義解  
 云、謂定書品第待式處分、其書生、唯以筆迹、巧秀為宗、不

以習解字樣為業與唐法異也とありて、此方ふてハ古より筆迹の優劣をのこ論トて、字形ハ正俗ハ、さのみあり、とり給ハざりしなり、與唐法異也といハ六典書學博士云掌文武官八品

己下及庶人子之為生者以石經說文字林為專業餘字書兼習之又禮部侍郎云凡明書試說文字林取通訓詁兼會雜體者為通又考功員外郎云其明書則說文六帖字林四帖をとりえて、此國にてハ字形の正俗を專とせる事なさるよよりて正史など小をら、俗字ともれをるり

通字ともいふべきもの、多くうちおどりてあるふこそ、さるを今の世の學者とちハ、此俗體或體ハ文字をバことごとく今世通行ハ文字ハ改易を事常なれど、その俗字ならむとおもへるふ、ありて古字なる

があり、まご通用假借ハ字なるふあり、まご俗體ならおもひれ外ハ古より用ゐ來とりこるなどありて、一槩ハいひづるときことなるを、まごておのふ心小まゐせて改め易ふるハ、おハ金銀車ハ諺りをうくづきふとなれば、心まづきなり、西土小ても、古くハ俗體或體まごハ假借字を用ゐこるふ多あり、まごて皇國よてハ不<sub>下</sub>以習解字樣為業との御制もあることなまバ、其所用も多あるなり、抑書籍を校訂するハ、其書をしてよくもあしくも撰者の舊色ふらつきを要とせる事なり、まごるを己の意に任せて、古書の文字を

妄、小改、易ふるハ、いみじきひることなり心まべー清  
 の錢大昕の書の校ざる小敗る、まよと多しといひ  
 一ハウべなる事なり、又顔氏家訓勉學篇小、校定  
 書籍亦何容易、自揚雄劉向方稱、此職耳、觀天下書、未編  
 不得妄下、雌黃或彼以為非、此以為是、或本同、末異、或兩  
 文皆欠、不可偏信一隅也、などあるをもおとふべき事  
 なり、

蕪字

真本新撰字鏡卷七

草部、小學篇字第七十  
 一、刻本草部五十九、

蕪

比良天又  
 久保天

天台六十卷音義卷一

水部

蕪

テヒラ

字鏡集卷二

水部

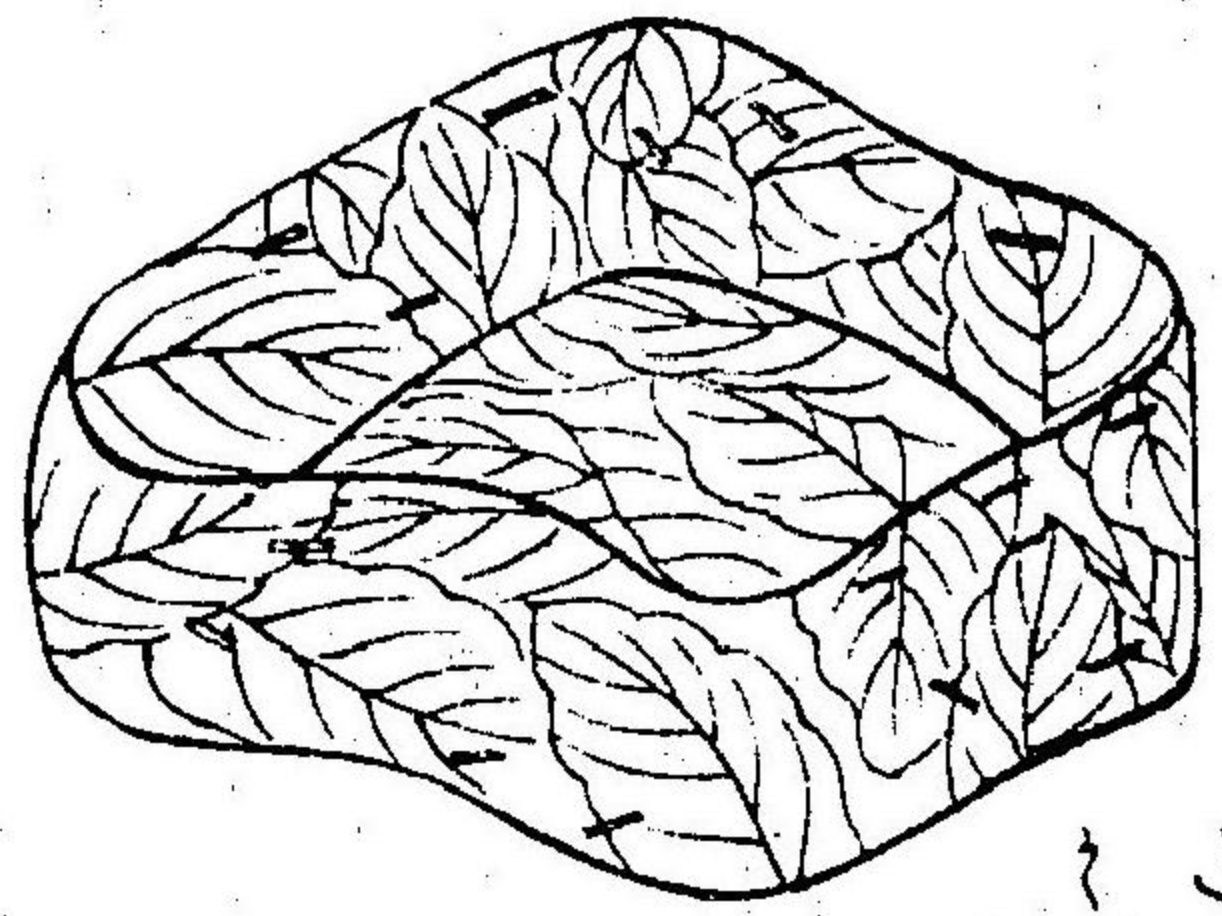
蕪

テヒラ

大れら此蕪蕪ハ、もとより漢籍小なき文字小て、皇  
 國古人此製造するなり、但一六と會意して象形をの  
 ねとるも此とやいとま、其も神武天皇紀小、作葉盤  
 八枚、盛食饗之、とある原注小、葉盤此云毘羅傳と見え  
 大嘗祭式小、凡供神御雜物者云、並居葉椀、又、覆以  
 笠形、葉盤、比良豆とあるもの小て、木葉を刺合せて作

れる物なり、神樂歌神小也比良テ天乎テ天耳ニ止利リ毛知チ天云々、愚案抄小云、八ひらてハ八枚比平盤也、柏比葉小てゆゝ神供をもる物也、まゝ新勅撰集小、慶霜惠のれを楯比廣葉をやひらでよさまとぞいそぐ神比みやつこ、相模集小、神山比柏比くぼてさくならねひまほる身の榮ゆほきゐるな、かどある小て、其形を志るほし、今、世大嘗祭小用ゐらるゝ、葉盤ヒラテ葉椀ハカテも柏葉を竹針して刺合せて作れり、其形左比ごとし、

葉椀クホナ 四十五分  
四寸也  
米、御飯乗  
御飯此ふ  
むらなり

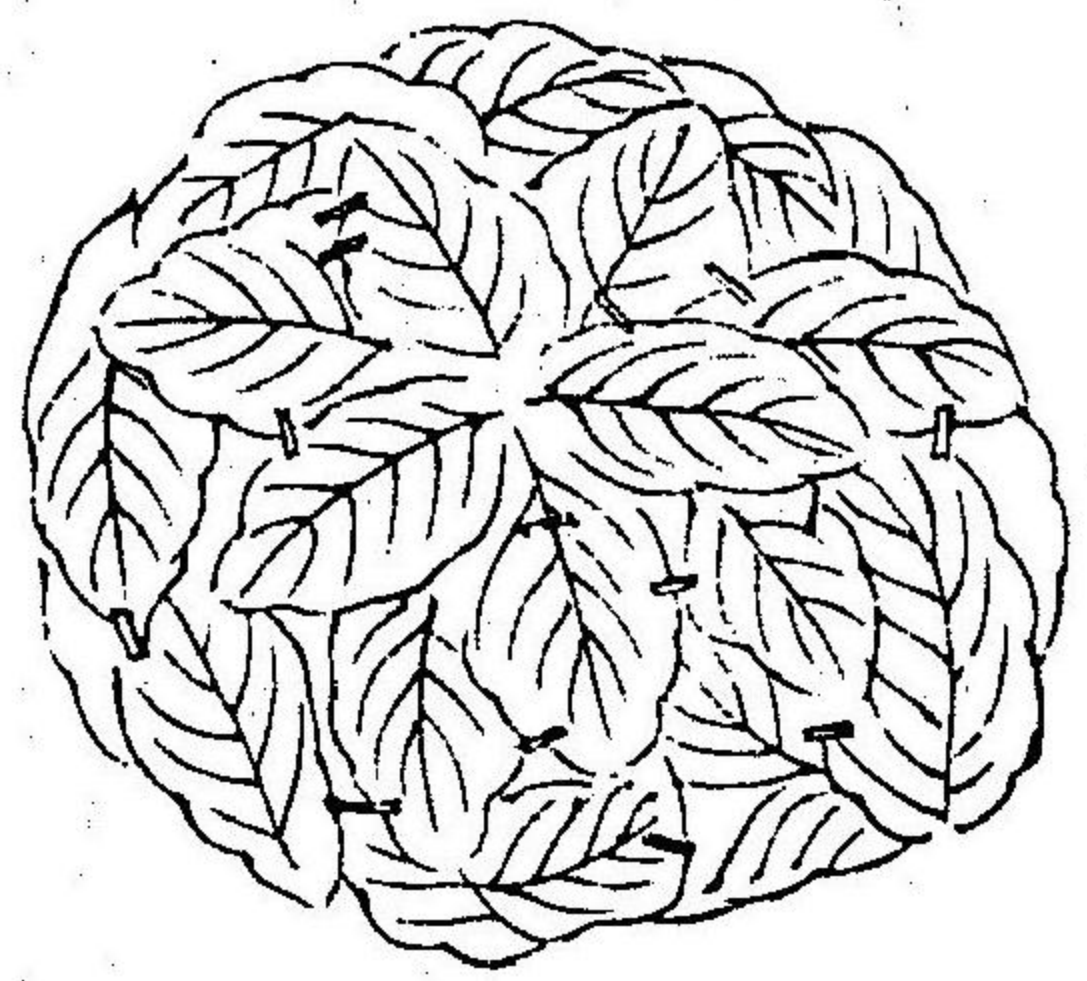


大小比窪手  
平手と撒  
くさくさの  
くの如し

口傳云青竹の皮目を細くこりて針まゝして此形ハ作るなり  
青柏ハ葉やこらのふりて作りよ十一月比枯葉ハ葉強  
くして作りぢくく枯葉の時湯をぬくくして去ぢくく漬  
ぬきて作ぢ

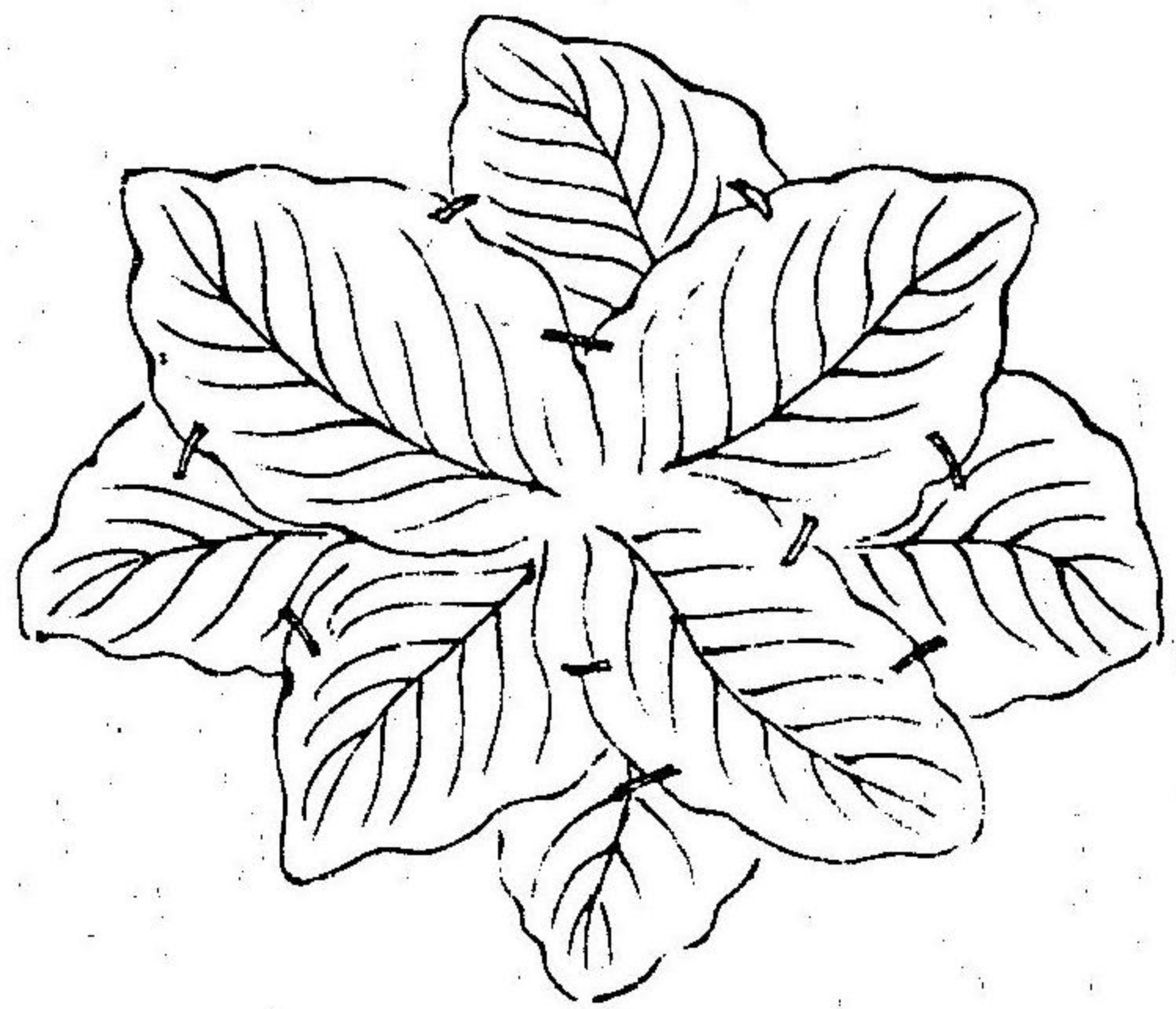
葉碗 クホテ 三寸五分 四方也

干物生物御  
菓子等此く  
ほてふも也



葉盤 ヒラテ

大さ窪手此口準せ  
べし、葉碗の蓋を又  
平手の筥よひる、六十  
四條紀主比平手此作  
りやりの蓋の平手と  
おふり、貞享の時八枚  
まで作らばよし、兼  
連朝臣宗恒朝臣へ仰  
出さる



右元文大嘗會神饌調度圖のきるところに圖なり

る、れハ漚字此冊ハ葉を針よて刺合せたる形なる  
を知、し、まゝと从艸从水たるハ艸ハ葉此意を著し、水  
ハ此物神供此具なるふよりて、水もて潔むる意を著  
し、とるなり、故に會意ふて象形をのねとる文字なり  
とハ云なり、

櫛字

櫛字ハ西土に書よハ見えぬ文字かれど、皇國よてハ  
いと古くより用ゐ來とれる字なり、

真本新撰字鏡卷七 木部、小學篇字第六十  
九、刊本木部第五十八

櫛 豆支又加  
太久拵

古本上宮聖德法王帝說

伊波禮池邊雙櫛宮○羣書類從本櫛改作櫛

播磨國風土記郡揖保

櫛折山品太天皇狩於此山以櫛弓射走猪即折其

弓故曰櫛折山○鈴鹿氏連胤枝正本櫛改作櫛今從平田氏鐵胤所藏影鈔本櫛亦櫛

字異文別有說

延喜神名式下越前國大野郡

大櫛磐座神社○雲州本如此攷異云櫛刻本作槻京貞言二本作櫛

日本感靈錄梅尾高山寺傳零本續羣書類從收之

□下縣植櫛村矣櫛倭言都支乃木亦為櫛字○原本支乃二字及字字蠹食今依水

戶影考館所藏影鈔本補

右此如くなれむ此方小てハ古都岐ハ多ク此字を

用ゐるなり故小己の家此號も此字を用ゐる

なり古事記傳卷四十二ハ新撰字鏡なるを引て櫛字を寫誤するといハ皇國此造字なるハ心

づるなりハ皇國よて製造せし文字小て櫛灌此二

合省字ならむさるハ此木灌木此中も殊小よく

叢生をる小よりて古人此二字を合せて作するな

るべし爾雅小灌木叢木とありて疏小灌木者即叢生

之木也同書小まゝ木族生為灌注小族叢ともありて

灌ハ木の叢生の字也さきバ此灌字と櫛字とを合せ



て櫛字をバ建立せしものなるべし、新撰字鏡小蚌字  
 を尔志と訓り、此ハ貝名也、辛螺の二合省字、小て、今と  
 同例なり、猶下の燭字也、此木の叢生なる事ハ、古事記  
朝倉、小淤斐陀、互流、毛毛陀流、都紀、賀延波、云く、此文下  
宮段、萬葉集卷二、小、超出之、堤尔立有、槻木之、已知、碁智乃  
枝之、春葉之、茂之、如、久念有之、云く、又或本、歌小、出立、百  
兄、槻木、虚、知、期、知、尔、枝、刺、有、如、春葉、茂、如、云く、同卷十三  
小、百、不足、五十、槻、枝、丹、水、枝、指、云く、などある是也、又按、  
小、此、木、いと、よく、成長、繁、茂、し、且、永、く、年、歴、を、有、つ、もの  
よて、古、喬、木、多、あり、き、其、ハ、上、よ、と、出、せる、古、事、記、の、歌

小、淤斐陀、氏流、毛毛陀流、都紀、賀延波、本都延波、阿米、袁  
 淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁、淤幣理、志豆延波、比那、袁  
 淤幣理、云くとありて、此ハいと大樹よて、其名高く、美  
 ことり、木をり、ふらむと傳ふも、云り、又日本書紀  
 小、孝徳天皇即位の年、大樹比槻の下、小羣臣を召集め  
 て、いと嚴なる盟言をせさせ給ひ、事を記し、齊明天  
 皇二年八月、小、田身嶺の上、此兩槻樹の邊、小觀を起て、  
 これを兩槻宮といひ、亦天宮と云と見え、とる、兩槻も  
 いと大きなる樹よて、名高り、なるべし、又天武  
 天皇、紀壬申、亂の條、小、飛鳥寺の西、此槻の下、小、穗積、百

足等が陣營をなすよるよ見え、同天皇六年よハ、多  
 禰嶋の人を此樹の下よて饗し給ひ、持統天皇二年ハ  
 ハ蝦夷の男女二百一十三人を、同ト樹比下よて饗し、  
 且冠位を授け給へり、同九年ハ此樹の下よて隼人  
 の相撲を觀そなこし給ひよき、此もいと大きある樹  
 なりしと思ふべし、槻木ハ今も山林ハ、何處よも  
 いととけ高く大きなるがあり、古ハ殊ハ大樹の有し  
 なるべし、これよよるふ、此木ハ衆木よぬけ出て、遠方  
 よりよく觀望せることを得る意もて、觀木の二字を  
 合せて造れる會意此字なるよ、或、此類も皇國此造字

よいと多し、猶考ふべし、

槻ハ古事記傳卷四十二ハ云、或人云、今つきとも云  
 白けやきとも志でとも云、私人比云、ハけやきと  
 つきの木とハ、いとよく似て見分きぶるときを、削り  
 て見れむわらるる也、けやきハ理堅スチクテふのともあり、つ  
 きハ理堅横ヨコふありと云、○曾槃が國史草木昆蟲  
 攷よも、槻ハ其葉よく櫟クシハ似たり、これを審ふふと  
 るハ、葉ハ櫟クシハ似て、邊比岐齒キガハ尖りまき、其材ハ  
 脈理連絡スチクテ戻りて、櫟クシの如く直聳ならど、それ其勁  
 き事衆木ハ勝れたり、古弓材ハ用いもげよ義理也コトハリ

と云り、こはよて其木のやうをバ心得し、

鏝字 二合字

日本書紀卷三十、持統天皇紀小、十一年秋七月乙未朔辛丑、夜半赦常鏝盜賊、とあるを、集解小、鏝金比二字小改て注小、鏝金、二字、原作鏝、鏝檢字書、無所見、二字誤合、為一字、文選司馬遷報任少卿書曰、其次剔毛髮、鏝金鐵、受辱、濟曰、剔毛髮謂髡刑、繞金鐵謂鑠也、鏝、繞也、といひり、こはる小此、字今本のこならざ、釋紀よも二所よて出して鏝とあり、これ傳寫に誤れるよハあらざるこ  
と明けし、按、小こハ鏝金比二合字なり、本邦よてハ此

二合字といふもの、いと古くより用お來れること小

て、古婦人の稱小、留といふことあり、刀自の二合字な

り、これを和名抄よ、負、字と一、老女の稱なりといハ、真

本上宮法王帝說小、留、古郎女とある、是也、類從本小、收

ハ、負とあり、和名抄小、據り、又、畠、字ハ、白田比二合字

よて、和名抄、大神宮儀式帳、延喜式等小あり、咄、ハ、日、古

の二合字よて、出雲風土記小出より、又國史及萬葉集

小、海人を泉郎とあり、これ白水郎の二合字なり、姓

の、日下を早とあけるも同例なり、よ、新撰字鏡小、楮

志毛とあるハ、若木比二合字、同書小、楮、年、呂、乃、木、と、あ

るハ、香水此二合字なり、萬葉集ハ、天木香樹を半呂と訓、古事記ハ、香水を加豆良と  
よめ同書小神佐加とあるハ、神木の二合字なり、萬葉集ハ、  
神樹の二字を佐よと鑄加奴とあるハ、鍛師の二合字  
加岐とよめり、なり、猶いと多あるを、はのみハとして省きつ、これら小  
準へて、鏝も嬰金此二合字なることを曉るべし、あ  
て按、小此ハ西土秦漢以前より此習とよて、六朝の  
頃盛小行とれしを、皇國の古人も學びて用ゐる  
めとりし、後やうく小多く用ゐる來れること、ハる  
アなるべし、志あいふ故ハ、宋此楊南仲云、古語二字  
相屬者、多為一字書之、若秦鐘銘有字小旁四之字是也、

韓城鼎銘有屢字、古、西、字、屢疑、西夏字、秦鐘銘亦とあり、右ハ歐陽脩の集古録小見えし、今按、る小、字、旁、屢  
此三字ハ、鐘鼎彝器款識法帖卷七小載し、孟和鐘、銘  
小見ゆ、韓城鼎、銘ハ、同書卷十小載し、晉姜鼎、銘、是也、  
又卷六小、周の聘鐘、銘を出して、有二を直と作り、あ  
て宋、鄭樵の六書略小、章貢之水、後人合而為顛、音、紺、荒、昏、  
二義、元次山謚、隋煬帝合為𪛗、音、荒、まゝ宋、張耒、明道雜志  
云、王聖美嘗言、經傳中、無𪛗與𪛗字、考其說、𪛗字、乃、世母  
字、二合呼也、𪛗、字、乃、舅、母、字、二合呼也、といひ、これら  
を見て、二合字の彼土小古くより行とれしこと

を知るべきなり、

焜字

古事記下卷高津、所纏己君之御手玉釧於膚焜剥持焜來云云とあり、傳卷三十七二十四、焜字ハ温と煖とを合せて此方よて造れる字ヤといへり、こハげニ然ることなれど、又ハ水旁を變トて、火ハ從へるよてもあるべし、共ハ其例あることよて、記傳の説ハ如きハ二合省字といふべきものなり、靈異記中卷第二、銅像の二字を合せて錄と作カキ、同下卷第九、珠簾を錄と作カキ、同卷第十、諾樂とあるを高野本ハ譟の一字ハ

作カキ、又同卷第一、若ハ高野本ハハ船と作カキ、と考證ハいへり、此皆二合省字の例なり、のくて偏旁を變トたるハ、鉾ホウ字を本邦ハ古書ハハ多く梓ハと作カキ、古皇國よてハ鉾ホウを木よて造れるハあり、杠ヒ谷樹キハハ尋ヒロ矛の類、是也、故ハ金旁を變トて木旁とせハなり、又鞍カ字を古書ハ多く鞍カと作カキ、鞍ハ革及び木を以て製ス、故ハ木ハ或ハ木ハ从へるハなり、すハ杯字ハを坏カと作カキ、古事記日本書紀萬葉集延喜式等、皆これを用ミたり、これ皇國よてハ古杯ハ瓦器を用ミたりハより、和名抄ハも、瓦器部ハ收メたり、木旁を土ハ變トたるハなり、これらハ偏旁を變トする

例なり、焜字ハ此二説のうちいづれあらん、今定むるに、  
たきを、姑く兩説を擧おくなり、

川ツ此字

此の川ツ此假字の事、諸説區々して一定せず、そのうち川オツも州字此省文なりと云説を得たりとを以て、  
ツ此説ハ日本書紀通證卷一、附録、假字正文部不見  
え、川此説ハ岡田真澄の假字攷不載せしむ、前田夏蔭  
此説不見えしり、今其證を一々擧て此説を補むむと  
と、其まづ仲哀天皇此四十六年、紀ふ、百濟人久氏弥  
州流莫古三人、州の旁ハ都字を小書し、  
示し、  
あり、  
四十七年、  
紀ふ、  
州の音

又四十九年、紀ふ、意流村、今云州と見え、  
流須祇釋紀卷十七  
秘訓、ハ、  
久、  
弥、  
州、  
流、  
莫、  
古、  
都、  
州、  
音、  
と、  
ある、  
なり、  
記、  
の、  
注、  
文、  
なり、按ハ、  
これら皆百濟人、  
名村名等なれば、  
此ハ、  
なり、  
百濟音といふものなるを、  
古く此土まで用ゐたる  
なる、  
此ハ、  
肥人書不見えしり、  
とある、  
肥人ハ、  
萬葉集の訓ハ、  
ゴマ  
ヒトとよめる、  
ハ、  
ありて、  
高麗人、  
ありて、  
天治元年鈔本  
の、  
新撰字鏡、  
ま、  
古本の、  
日本紀、  
竟宴歌等、  
ハ、  
ツを、  
ハ、  
と  
の、  
けり、  
ハ、  
れ、  
正、  
ハ、  
き、  
ハ、  
て、  
即、  
州、  
字、  
ハ、  
中、  
畫、  
の、  
三、  
點、  
なり、  
鏡、  
字、  
ハ、  
小、  
或、  
ハ、  
川、  
と、  
ハ、  
作、  
り、  
五、  
經、  
文、  
字、  
ハ、  
川、  
ハ、  
續、  
日、  
本、  
紀、  
續、  
日、  
本、  
後、  
紀、  
云、  
州、  
從、  
重、  
川、  
今、  
依、  
石、  
經、  
作、  
州、  
ハ、  
續、  
日、  
本、  
紀、  
續、  
日、  
本、  
後、  
紀、  
常、  
陸、  
風、  
土、  
記、  
萬、  
葉、  
集、  
等、  
ハ、  
つ、  
ハ、  
假、  
字、  
ハ、  
用、  
ゐ、  
たり、

帥字の音

玉勝間卷三ハ、帥字ハ二ツの音ありて、其意ウハきリ、帥某ヒキウといきり此時ハ、所律反よて志申つそつ此音を、將帥主帥などその主とある人を云時ハ所類反よてきぬ此音なり、さて太宰帥ハあの府此長官なれば、をぬ此音なるべきことなるハ、古より所律反此方の音を用ひて、そ川と唱へ來つるハ、いぬなる故より、古のむありの事誤るはきよハあらざ、故ある事なるべし、といへり、今按ふ、禮部韻略増註ハ、凡稱主兵者為將帥則去聲、言領兵帥師則入聲、故經典釋文將帥字皆音去聲、帥師字皆不音也、とあれば玉勝間此疑ひハさる

ことなむら、猶よく考ふるハ、帥字帥師、此時ハ所律反、將帥此時ハ所類反とさるハ、や、後此事ハて、古ハ是べて入聲ハのこ呼ばならむ、されど、此方ハて太宰帥をツツと呼來さるハ、あへりて古音と云はし、志ウハふ故ハ帥某と將帥此をりハ、此字を用ふるハともハ假借字よて、ふしくハ帥某此時の字ハ、遼字を用ふる將帥此時の字ハ、衛字を用ふるべきなり、其ら

說文云、遼、先道也、从辵、率聲、徐音疏、密切

玉篇云、遼、山律切、先道也、引也、今作帥、

說文云、衛、將衛也、从行、率聲、徐音所律切、○今本將衛也、とあるハ誤なり、今段

氏小よりて改段云、今本作衛也誤、云く將帥、字、古祇作將衛帥行、而衛廢、帥者佩巾也、

玉篇云衛所律切、循也、導也、今作率、

とある是也、あ、れ、バ、正、く、ハ、達、衛、此、字、を、用、る、其、音、ハ、俱、ハ、入、聲、な、る、を、さ、と、る、ぼ、き、也、か、く、て、達、衛、帥、と、も、小、音、の、同、ト、き、ま、し、ム、達、よ、も、衛、よ、も、帥、字、を、借、用、る、一、より、混、ら、ハ、く、あ、り、た、れ、バ、別、ハ、所、類、切、を、作、り、て、ス、井、と、呼、て、あ、れ、を、分、別、せ、し、も、の、な、り、さ、て、帥、ハ、説、文、ハ、佩、巾、也、と、あ、る、を、正、訓、な、り、な、る、

烏帽子

字音假字用格ハ、烏帽子ノトキ、烏ノ字ノ假字、為、フ、書

ベ、シ、を、ノ、通、音、ナ、レ、バ、ナ、リ、と、あ、る、ふ、よ、り、て、人、お、ほ、く、ハ、あ、ぼ、く、と、の、き、來、ま、り、漢、吳、音、微、も、ト、烏、漢、次、音、遠、轉、ル、ナ、リ、と、い、つ、り、さ、れ、ど、あ、る、誤、な、り、假、字、ハ、あ、る、な、ら、ず、え、ほ、く、と、あ、く、べ、き、な、り、和、字、正、濫、鈔、ハ、ハ、烏、帽、子、え、ほ、其、説、也、あ、る、水、ハ、世、其、證、ハ、真、本、新、撰、字、鏡、卷、十、二、臨、時、人、從、也、ぬ、あ、る、法、ハ、其、證、ハ、真、本、新、撰、字、鏡、卷、十、二、雜、要、部、小、塩、増、絮、江、牟、保、と、見、え、増、ハ、帽、字、な、り、傳、寫、の、誤、り、絳、侯、世、家、小、太、右、以、冒、絮、提、文、帝、注、小、應、劭、曰、陌、額、絮、也、晋、灼、曰、巴、蜀、異、物、志、謂、頭、上、中、為、冒、絮、と、あ、り、あ、れ、此、方、此、帽、子、の、如、き、物、な、る、う、り、こ、れ、を、借、り、用、お、と、る、あ、り、塩、の、字、ハ、音、を、借、り、と、る、の、こ、み、て、全、く、假、字、が、き、な、り、類、聚、名、義、抄、中、ハ、烏、帽、エ、ン、一、名、頭、衣、と、あ、る、是、な、り、又、倭、名、抄、小、帽、一、名、頭、衣、帽、音、耄、烏、帽、子、俗、訛、烏、作、焉、今、と、



あるも當時をやくエ<sub>ン</sub>ホ<sub>ウ</sub>ジと呼<sub>レ</sub>らふ其唱へ  
 ぶつきて焉ともぬるよて所謂假字のきなり、鳥焉  
 此似<sub>レ</sub>るより誤り<sub>レ</sub>るふもあらざ、ま<sub>レ</sub>此二字音義  
 此通<sub>レ</sub>るより通<sub>レ</sub>るふもあらざ、ま<sub>レ</sub>此二字音義  
 當時此假字のきなり、古書よ<sub>レ</sub>ハ新撰字鏡に塩字を  
 り<sub>レ</sub>ると同意なり、古書よ<sub>レ</sub>ハ新撰字鏡に塩字を  
 萬葉集に國此官人の第三等此官名の椽字を、其唱へ  
 ぶつきて極と<sub>レ</sub>るふも、椽極字形の似<sub>レ</sub>るより誤<sub>レ</sub>  
 るよ<sub>レ</sub>ハあらざ、極ハ音を<sub>レ</sub>りて<sub>レ</sub>るふも、此<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>て、今<sub>レ</sub>  
 同例なり、く<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>ハ予<sub>レ</sub>の萬葉集雜考に辨<sub>レ</sub>へおき<sub>レ</sub>  
 り、<sub>レ</sub>のく<sub>レ</sub>て鳥帽子をエ<sub>ン</sub>ホ<sub>ウ</sub>ジと呼<sub>レ</sub>ハ、當時此訛音小  
 て即轉音なり、今<sub>レ</sub>ハ音便<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>省<sub>レ</sub>き、然<sub>レ</sub>るを鳥ハ<sub>レ</sub>  
 と説文ふよるふ於<sub>レ</sub>と同字あれば、古音ハ阿行此格小  
 て、や<sub>レ</sub>てその音を用<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>ありといふ説あり、こ<sub>レ</sub>い

とまざらと<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>て、よくせむハ誰も志<sub>レ</sub>の思<sub>レ</sub>ひあや  
 まるべき事なるべし、ま<sub>レ</sub>其よ<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>の辨<sub>レ</sub>へむと  
 と、そ<sub>レ</sub>ハ先皇國よ<sub>レ</sub>て、古<sub>レ</sub>より鳥ハ重音和行此格、於<sub>レ</sub>  
 輕音阿行の格と<sub>レ</sub>て、用<sub>レ</sub>るき<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>れる大<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>誰も知<sub>レ</sub>  
 る事よ<sub>レ</sub>て、順朝臣の比<sub>レ</sub>までも、此格不違<sub>レ</sub>る事ハを  
 なくあるふと<sub>レ</sub>なり、但<sub>レ</sub>鳥於<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>同字<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>、同音同  
 義此文字なること、論<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>け<sub>レ</sub>ど、<sub>レ</sub>れを西土<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>て二  
 字異音と<sub>レ</sub>するも、いと古<sub>レ</sub>より此事よ<sub>レ</sub>て、既<sub>レ</sub>玉篇  
 小於<sub>レ</sub>、夾間切居也、又倚乎切歎辞也と見え、夾間切ハ開  
轉阿行此格  
轉和行此格よ<sub>レ</sub>て音<sub>レ</sub>列<sub>レ</sub>なり、合陸德明經典釋文<sub>レ</sub>、於<sub>レ</sub>字歎

辭此ときハ、のならど音鳥と一る一、又楊氏方言卷八  
 小、虎或謂之於魑、とある晉郭璞此注小、於音鳥と見え、  
 漢書成帝紀、贊此於邑此注小、顏師古云、於讀如本字又  
 音鳥、ともあり、ふれ彼國ハ、古より二字異音とな  
 り一ハと明也、さてハ古皇國へ傳へ一音ハ、於鳥開  
 合兩音ハ、己のれたるを傳習せ一ものなること論な  
 一、故ハ古書ども不用あるとるやう、判然として於鳥二  
 音輕重一も混淆せむいと嚴なる、されバ鳥帽子を  
 エンホウジと呼、ハ、當時の訛音よて、その訛音とま  
 とま此字の古音ハ、近きのとあり、い、あてハ、を蒼頡

造字のときの音を用ゐるなりとハ、いとむ、附會此  
 説とぞいふ、ほき、ゆめさる説ハ、まととさる、事那の  
 れ、のく、て又後此ものながら、定家卿の明月記元久二  
 十九日條ハ、申時出二條富小路見物、今日入御後精進屋御  
 幸、公卿甚少、大納言公繼中納言通具宰相仲將隆衡三  
 位公賴卿也、御衣帽子直衣殿上人十餘人許、日入以後  
 見物了、同建永元年九月  
 月廿二日條小、今日親實卿宿所、狂人等會合、  
 醉卿稱巡事、各鐵本鳥之房行房本鳥を不定一寸之程  
 一剪事、達天聽、令取衣帽子御覽、万人解頤、近日只以此  
 嘲哢為興、云々、同二年正月  
 十三日條小、午時許、束帶參院宗行  
 昨日



とハ元より別義にて、反歌ハ長歌をうとふ時、樂調子  
 此反よりあり用ひ短歌の名也、上代長歌をうと  
 ひし、律小發して呂ふうつし、又律小反して結ぶる  
 大のこれ例なりたるふ、其歌の句づら言づらふより  
 律小復し難かる時、更小短歌をよみとて、其を律  
 此反り聲小用ひしを云、といへるハ、殊小甚しき牽強  
 の説とぞいふべき、いふでさるむつうしき事ならん  
 や、あてて又中昔の頃ハ、三十一字の歌をばきべて  
 反歌と稱する事と思ひ誤りたり、これ反短同義の説  
 の由りて起る所を  
 り、其古今集の眞名序小、逮于素戔、烏尊、到出雲國始

有三十一字、詠今、反歌之作也といひ、定家卿の萬葉集  
 長歌短歌説といふものも、短歌卅一字也  
 又稱反歌といへる  
 是也、抑常の三十一字此歌を、短歌といふともとより  
 よて、其長歌小つきしるもすこたゞ、小短歌ともいへ  
 るが、あるハ、卷一卷  
 二等短歌ハ三十一字の歌をきべてい  
 ふ稱をばきなり、然る小反歌ハ長歌小つきたるのこ  
 をいふ稱よて、常の三十一字此歌をいへる事ハある  
 ことなき也、卷十三  
 左四ハ長歌小つきしる旋頭歌あ  
 りて、それとも反歌と標し、さうこれ小よれを三十一  
 字の歌は、小限らず、長歌小つきしるをバ旋頭歌よ

ても反歌とハいへるにこそ、但し刻版本及舊キヤクの昌平  
 校蔵古寫本家蔵古寫本等ハ旋頭歌と標し、  
 今ハ元暦校本官本温故堂舊蔵本此本今余の家反  
 歌とあるふよりて云をり、又卷一左十二、長歌一首反  
 歌二首を載て左注右一首歌、今案不似反歌也、但舊  
 本以此歌載於反歌、故今猶載此、次字今本依りて  
正とあり、こハ反歌ハ長歌ふつきたるをりのよかぎ  
 由なり、又卷十三左三、長歌一首反歌二首を載て、  
 左注右三首、但或書此短歌一首無有載之也、よと同  
 卷右七、長歌一首反歌一首を載て、左注右二首、但此

短歌者云く同卷四三、長歌一首反歌一首を載て、左  
 注右二首、但或云此短歌者云くとあり、こねらハ皆  
 反歌をさしてとゞふ短歌といへり、されバ短歌ハ總  
 稱ハして、反歌ハ長歌ハつきさるをのいふ稱を  
 こと明らぬし、  
 ろくて、田中芳樹が古風三體考ハ、反歌ハミジカウタ  
 とよむべき由論らひて、其證ハ類聚國史と古今集の  
 真名序とを出して、こねみて他例の引書ハおよむ  
 ぎ、よことふ明證ハあらざやといひさるハ、誰ハ一  
 たりハさる事と思ふべけれど、次ハ辨ハおくべし、



貞數書之短歌何首等、假令第五卷、初書之短歌十首、反歌百三首等也、是則以長歌為短歌、僻料簡之所為歟、次反歌者、相副長歌之時、短歌也、故長歌次有短歌之時、或書之、反歌或書之、短歌者也、而何一卷、內短歌惣以謂之、反歌乎、其誤非一歟、如忠兼本者、都不書之、尤佳也、如松殿御本者、短歌何首等、雖書之、其註美本無之云々、尤可然、とある是也、こハ卷五此或本の目錄、短歌十首、反歌百三首と記し、るをとりぬるまで、仙覺ハ常の短歌を反歌といふハ、ろろ、反歌といふ稱ハ、長歌もつきたるをりの、短歌のをいふ稱なりといひて、或

本の目錄此とろきことを辨し、るあり、抑中古以來、長歌を短歌と誤り稱したるふよりて、更ふよと短歌をバ、とべて反歌と唱ふるこ、ハなりとるあり、即彼第五卷の初、短歌十首と標し、る短歌ハ長歌を指し、るなり、ゆれば三體考の説とそうらう、とるを、こ、小引用とるハ、芳樹ぬの鹿漏とよと甚しといふべし、但彼誤本の目錄、三十一字の歌を指してとべて反歌といひ、るを以て、常の三十一字の歌をも反歌といふの證とせん、ハ、仙覺の説とバ、あけだ、たり、或本の目錄のを、出さん、う、されど其目錄

ハ既小長歌を短歌と記しするが如き謬説なれど、こ  
 水を以て證とせんハいと愚なるべとなり、殊ホ三體  
 考ホ引する仙覺が説を三十一字此歌をきべて反歌  
 といふハ、誤りなりといへる説なるをや、  
 ろくて余が考を出して、識者の是正を乞んとす、其を  
 先、西土の賦といふものハ、此土の長歌に如きものな  
 るに、其賦此末ホ、或ハ其一篇の大意を總括し、又ハ  
 ひもらしめることなどあれば、これを短くつゞめて  
 いふことあり、荀子ホこれを反辭といひ、小歌ともい  
 へり、楚辭なる離騷もまづ賦なれど、其括りを述する

もはありて、これを亂といへり、此土の長歌の反歌こ  
 れホならへるなり、反辭とハ、其事を反覆叙説する故  
 なりとぞ、小歌とハ賦に如くならざるが故なら  
 ん、荀子卷十八賦ホ、天下不治請陳、俛詩云く與愚以疑、  
 願聞反辭とある揚、涼注ホ反辭、反覆叙説之辭、猶楚詞  
 亂曰といひ、又其小歌曰云くとある注ホ、此下一章即  
 其反辭、故謂之小歌、總論前意也といへり、亂ハ楚辭離  
 騷の亂曰此王逸注ホ、亂理也、所以發理詞指、總撮其要  
 也とあり、其上ホ述べる詞指をよく言通し調ぶる  
 ぞ、亂といふ由あり、又洪興祖の補注ホ、國語云、其輯之



亂、輯成也、凡作篇章既成、撮其大要以為亂辭也、離騷有亂、亂者總理一賦之終也、といへり、本邦の反歌ハ全クこれハ擬したるなり、さるハ卷十七ハ長歌をさして賦といひ、短歌を一絶二絶などいひ、又同卷ハ大伴家持卿の池主ハ贈りたる文の後ハ、七言絶句一首と短歌二首ととのせて、式擬亂とさへいへり、されむ反歌ハ反辭をまぬびうつさるること論なき也、まづて寧樂人の癖として、漢土の文章ハ風をまぬびて、名目なども彼ふならへること多し、其往來歌の類を相聞相聞の字ハ文選及南史ハ張邵傳ハとあり、見えたり、文選注ハ聞問也とあり、と名づけ哀

傷歌を挽歌といひ、又卷四大伴女郎此歌の次ハ、後人追同歌とある同歌ハ、唐人の他人の詩を和するを、同といへるハ倣へるなり、又卷十九ハ、追和處女墓歌とある和字ハ、官本及温故堂舊藏古本ハ、同とあるなり、卷四ハ、略解ハ和と改するハ、例ハ鹿忽なり、古本ハ、どちハいづれも同と有、但一拾穂抄ハ和とある、改するなり、此等いづれハ漢土の稱謂を假り用ゐるなり、是亦類推をべし、あつて古事記日本書紀ハ、のせる長歌ハ、此反歌といふものあることなり、こゝを集中小考ふるハ、舒明天皇の御代此時の歌中ハ、始て見えよきハ、此頃よりぞとあり、其推古天

皇の頃より唐國ハ屢往來して、何事カ彼國の風俗を  
おねびうつされたることなれば、此土の長歌も彼國  
の賦ハなるらひて、一篇の末ハ其大意を總括し、又いひ  
もらしハることをも短くつゞめてよみそへ、その水ハ  
反歌と名づけたるなり、されハ其讀ハ字音ヲてハ  
かトよむべきみこそ

追加

本書ハ載せたる攷證トハ、いづれカ慶應以前の  
稿本ハ係るを、此一條を艸トするハ明治十六年ハ  
ことなるをもち、追加トしてこゝハ載せるなり、

古本靈異記

日本靈異記ハ弘仁年間ハ諾樂藥師寺ハ僧景戒の著  
せる書ニて、いと古きものを、ハ學者の古ヲを考ふる  
たづきとなるべきこと多あり、昔ハ狩谷望之ハ高野山  
の金剛三昧院ハ傳ふる古本ト、尾張ハ真福寺ハ傳ふ  
る古本トを以て校正し、且ハ考證三卷ヲ作りて世ハ公  
よシするよりて、我トもあらも易容ク見ることヲ  
得るなり、志あるハ其下卷ハ尾張本ヲを以て原本トな  
しハるを、其首十行ハあり闕失トするよし、又高野本  
も此序文ハ逸脱トするよりて校補スることを得

ざるよりの此考證小記せる小つきて、年頃うねとく  
おもひをくりを、明治十六年の夏ゆくりなく、或縉紳  
家よて、嘉禎二年鈔本の日本靈異記の下巻一冊を閱  
し、さる小の此闕失志とる序文十行二百一字、歸然と  
して是本小存せり、余覺えど駭歎し喜悅小堪へど、懇  
請借覽して一本を影寫せり、故小今其序文を出して  
同好よ示と、之即現云く以下ハ版本小已小載せとれ  
ども、彼此異同もあれむ序の全文を出と、

日本國現報善惡靈異記卷下

諾樂右京藥師寺沙門景戒錄

夫善惡因果者、顯於內經、吉凶得失、載諸外典、今探是賢  
劫尺迦一代、教文有三時、一、正法五百年、二、像法千年、三、  
末法万年、自仏涅槃以來、迄于延暦六年歲次丁卯而逕  
千七百廿二年、過正像、二而入末法、然日本從佛法僧、適  
以還、迄于延暦六年而逕二百卅六歲也、夫花咲無聲、鷄  
鳴無淚、觀代修善之者、若石峯花作惡之者、似土山毛、匪  
礪因果、作罪、以比無目之人、履叵失之考、庸見尾嗜、名利  
致生疑、善根、惡報、過來如鏡、託鬼之人、抱毒蛇、莫朽之、向  
之即現、夸力、馳考、惡種、叵被、如谷響、喚之、必應、現報、若之、  
鳴人不慎乎、此生空、過後悔、無益、暫示、身誰、肩存、之、泛示

命熒常恃之既入末劫何弗功矣噫矜言惻那兔劫灾唯  
資施衆僧一搏食於修善之福而不逢當來飢饉之灾若  
賴持一日不致戒於行道之力不值末劫力兵之惡害昔  
有一比丘住山坐禪每齋食時折飯施鳥常喙劫每日  
來候比丘吞食訖後嚼破賴口洒手把礫而鳥居維外彼  
比丘不瞪居鳥投礫中鳥頭破死即死生猪住其山  
彼猪至於比丘室上賴石求食石徑下中比丘而死猪不  
思賊石自來致无記作罪无記報惡何況乎菽惡心致無  
彼惡報与殖惡之因報惡之果是吾迷心作於福因而鑿  
菩提是我寤懷羊僧景戒所學者未得天台智者之問術

所悟者未得神人辨者之答術是猶以螺酌海管闕天者  
欵匪傳燈之良匠而強訂睭斯事尅轍淨刹奔心覺路遠  
近足導庶掃地共生西方極樂傾巢同住天上寶堂者矣  
右の文を版本小比較する小互小是非あり合せ見る  
べし内版本小楊枝とあるを此本小ハ較比一字小の  
なりこゝ古皇國よて製造せし字なるべしさて以下  
各條の本文も異同いと多のハバ余別小靈異記補  
證一卷をよ此して其處小詳のふと卷末小嘉禎二年  
丙申三月三日書寫畢右筆禪惠とあり嘉禎二年ハ今  
明治十六年を距ること六百四十八年よして禪惠ハ

諸家大系圖を檢ふる大納言忠房卿の曾孫なり、又  
 卷首小仁和寺心蓮院の朱印あり、これもと心蓮院  
 此藏書たり、なり、抑多くの古書を集めて世より知  
 られり、矢代弘賢、塙保己一、狩谷望之の輩此補ふ  
 こと能わざり、逸文を得て、これを補ひ正しことを  
 得ざるはいとくうねく、ことに此一條をバ加  
 へたるなり、

右序文中、肩ハ訓ふよれバ肯の字、カハ刀頼ハ嗽の  
 字、此誤り、喙ハ啄、逕ハ徑、徑ハ殺の俗體なり、  
 又敝ハ楊枝の國字、齋ハ齋の古文なり、維ハ籀字の

訛なるべし、字書小籀ハ戸簾也と注せり、版本よハ  
 籀とあり、瞪ハ版本よハ睽とあり、共ハ睽の訛なる  
 べし、

櫛齋雜攷卷二

明治二十一年十二月一日 印刷并出版  
 明治四十二年十二月一日 再版印刷  
 明治四十二年十二月四日 再版發行

定價金八拾錢

編輯兼  
 發行者

東京市下谷區入谷町三十五番地

木村正



印刷者

東京市神田區裏神保町六番地

上原才一郎

著作  
 所有

發行所

東京市神田區裏神保町六番地

光風館書店

(電話本局二千三十九番)  
 (振替口座東京三二七番)

